

## 東京都中小企業従業員融資の融資利率の引き下げ

東京都では、中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、年末から年度末にかけて特別対策として「中小企業従業員融資」の融資利率の引き下げを行います。

**1 実施期間** 令和元年12月1日(日)から令和2年3月31日(火)まで  
 ※ 上記期間内に申込みを受け付けた分を対象とします。  
 (団体融資は令和2年1月31日(金)まで)

**2 実施内容** 融資利率を引き下げます。

◆個人融資・団体融資	} 1.8% → <b>1.6%</b>
◆家内労働者融資	
◆子育て・介護支援融資	1.5% → <b>1.3%</b>

**3 申込みに関する問合せ**

・中央労働金庫 電話：**0120-86-6956**

・(一社)東京都信用組合協会(子育て・介護支援融資のみ取扱い) 電話：**03-3567-6211**

◆東京都中小企業従業員融資(特別対策)の概要◆

	個人融資	家内労働者融資	子育て・介護支援融資
ご利用いただける方	中小企業に働く従業員	専門的・家内労働者	下記のいずれかにあてはまる中小企業従業員 ・育児・介護休業を取得中の方 ・妊娠から子育て期間中の方 (子育て期間：子が満20歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ・要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方
資金使途	生活資金	一般生活資金、作業場の改善等の資金	育児・介護休業中の生活費又は子育て・介護に必要な費用
融資限度額	70万円(ただし、医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合は100万円)	一般生活資金 70万円(ただし、医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合は100万円)、作業場の改善等の資金 130万円	100万円
引き下げ後融資利率	1.6%	1.6%	1.3%
返済期間・返済方法	3年以内(融資額が70万円を超える場合は5年以内)・元利均等月賦返済	5年以内(一部6か月の据置期間有)・元利均等月賦返済	据置期間経過後5年以内(据置期間：育児休業は子が1歳6か月に達するまで、介護休業は12か月を限度)・元利均等月賦返済
保証	(一社)日本労働者信用基金協会による保証 ほか		

※団体融資とは

労働組合等の団体に対し、団体の構成員(中小企業労働者)が年末時に必要とする季節的な資金を融資する制度です。

- ・融資対象者・・・中小企業労働者で組織された労働組合等
- ・資金使途・・・臨時手当の遅欠配による生活資金など
- ・融資限度額・・・団体構成員一人につき70万円 かつ 一団体5,000万円
- ・返済期間・・・120日以内の一括返済
- ・利率・・・年1.6%(引き下げ後)
- ・申込受付期間・・・令和2年1月31日(金)まで